

香川県立図書館協議会運営規程

第1条 香川県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に、議長及び副議長各1名を置き、委員が互選する。

2 議長は、会議を主宰する。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第2条 議長及び副議長の任期は、委員在任期間とする。

第3条 協議会は、館長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第4条 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第5条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。